



社保審－介護給付費分科会

第265回（R8.9.10）

資料10

令和9年度介護報酬改定に関して

令和8年9月10日（木）



一般社団法人
日本福祉用具供給協会



福祉用具貸与は、少ない費用で多くの方にご利用いただいている
介護保険の基礎といえる必要不可欠なサービスです。

282万人

福祉用具貸与の利用者数

介護保険事業状況報告（令和8年4月分）

64%

居宅サービス利用者に占
める割合

同左

8.8%

居宅サービス給付費に占
める割合

同左

- ◆ 24 時間、365 日利用できるサービスです。
- ◆ 高齢者自身の自立意欲を高め、介護負担の軽減ができるサービスです。
- ◆ 日常生活上の便宜を図り、機能訓練に役立てることにより、日常生活の自立を助けます。
- ◆ 少ない費用で多くの方にご利用いただけるサービスです。
- ◆ 離島や山間へき地のような人的サービスが行き届かないところにも行き渡るサービスです。
- ◆ 単に「モノ」を貸すのではなく、「機能」を提供するサービスです。
- ◆ レンタル制度は、身体状況などの変化にあわせて適切に変更できるサービスです。



要望1 上限価格設定における貸与価格の見直しについて

インフレ・物価高騰や人件費等の上昇が続く一方、福祉用具貸与の上限価格は、見直しのたびに下方へ作用し、事業者が必要なコスト上昇を貸与価格へ転嫁することを難しくしています。
サービスの品質を維持し、介護人材不足を補いながら、利用者に必要な福祉用具を安定的に提供するためにも、

①既存商品に係る新たな上限設定の見直し(再計算)は今後行わないこととし、新商品に係る設定のみを行うこと

②既存の上限価格及び今後の新商品に係る上限価格については、物価等の上昇率を勘案した見直しを図ること

を要望します。



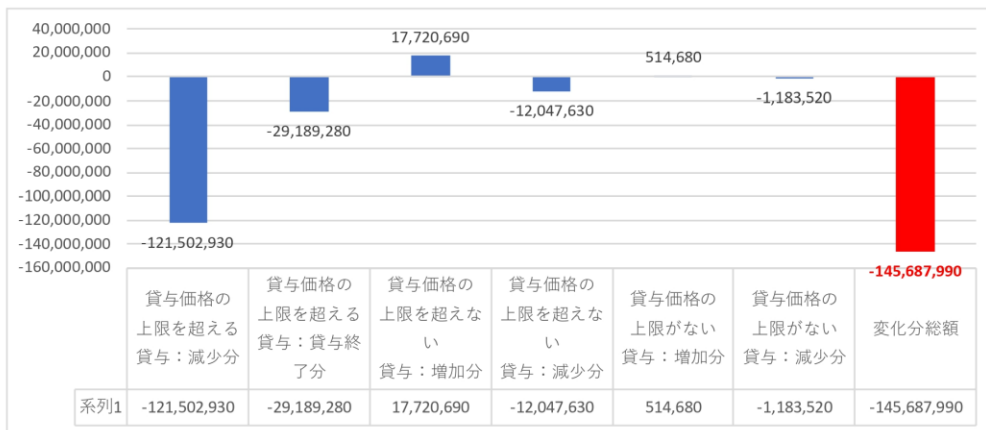
(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

② 貸与価格の上限設定の見直しへの影響 A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【事業所別商品別貸与額の変化】

- 貸与価格の上限設定による、利用者負担額を含む金額の影響を分析した。
- 分析対象データを用いて、令和5年10月貸与分と令和6年4月貸与分の貸与価格の変化を、貸与価格の変化がなかった商品、貸与価格の上限がある商品で上限を超える貸与をしていた商品、貸与価格の上限がある商品で上限を超えない貸与をしていた商品、貸与価格の上限がない商品に分類したうえで集計した結果(「貸与価格の変化がなかった商品」は変化額が0のため、掲載なし)は、約1億5千万円(0.4%)の減少と計算され、平成30年度調査結果の2.0%減少、令和3年度調査の0.9%減少と比べて、少なかった。

図表3 【介護DB分析】事業所別商品別貸与額の変化(令和5年10月貸与分から令和6年4月貸与分)



図表4 【介護DB分析】事業所別商品別貸与額の経年変化

	分析対象 総貸与額(円)	変化分 総額(円)	貸与額の 変化割合
H30/10 (初回)	22,162,947,830	▲452,962,620	▲2.0%
R3/4 (2回目)	27,636,055,790	▲260,883,940	▲0.9%
R6/4 (3回目)	32,643,441,900	▲145,687,990	▲0.4%

【分析方法】

- 令和5年10月・令和6年4月貸与分のデータ(月遅れ請求を含む、1か月未満の貸与実績がある利用者、「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード」と照合できない利用者、被保険者情報要介護状態区分コードが2件以上の利用者については当該利用者の全データを除外)について、①貸与価格の上限を超えていた商品、②貸与価格の上限がある商品のうち、貸与価格の上限を超えていなかった商品、③貸与価格の上限がない商品に分類(「貸与価格の変化がなかった商品」は変化額が0のため、掲載なし)。分析対象レコード数:9,567,114件。
- 上記データについて、貸与価格の変化がなかった商品については価格の変化がなかったため変化分としては計上しなかった。商品別・事業所別で令和5年10月貸与分と令和6年4月貸与分のデータを比較し、①については、事業所別で価格の引き下げがあったものは価格の引き下げ分の費用を、貸与商品の終了(または変更)があった場合は、上限を超えた分の費用を減少分として計上した。②及び③については、事業所別で価格の引き下げまたは引き上げがあった分を変化分として計上した。

4

出典:第246回社会保障審議会介護給付費分科会(R7/4/14)



貸与価格の上限を用いたシミュレーション

第246回社会保障審議会介護給付費分科会(令和7年4月14日)にて、令和6年4月貸与分のデータを用いて、商品別に平均価格及び標準偏差を算出し、新たな貸与価格の上限を試算しました。試算された新たな貸与価格の上限を用いて平均貸与額の減額シミュレーションを行ったデータが示されました。

その結果、
全事業所の平均貸与額は、
次回の見直しで0.1%減少、次々回の見直しで0.09%減少する試算でした。

又、貸与価格の上限を超える貸与が1件以上ある利用者の割合は、
全事業所平均で、
次回で27.8%、次々回で28.5%となる試算でした。



上限価格改定の影響（商品数ベース）

- 上限価格が引き上げられる商品数と引き下げられる商品数をみたもの。
- 今回の令和6年度改定においては、上限価格が引き下げられる商品（減額）が全体の88.7%、上限価格が引き上げられる商品数（増額）が全体の11.3%となった。
- 令和3年4月改定（減額98.0%、増額2.0%）と比べて、上限価格が引き上げとなる商品が多い結果となった。

【今回改定前後における上限価格の増減】

名称	上限価格の増減数（商品数ベース）				
	商品数	増額	割合	減額	割合
車いす	633	100	15.8%	533	84.2%
車いす付属品	259	24	9.3%	235	90.7%
特殊寝台	515	81	15.7%	434	84.3%
特殊寝台付属品	766	105	13.7%	661	86.3%
床ずれ防止用具	183	19	10.4%	164	89.6%
体位変換器	78	5	6.4%	73	93.6%
手すり	616	48	7.8%	568	92.2%
スロープ	225	10	4.4%	215	95.6%
歩行器	360	29	8.1%	331	91.9%
歩行補助つえ	147	11	7.5%	136	92.5%
認知症老人徘徊感知機器	63	7	11.1%	56	88.9%
移動用リフト	73	4	5.5%	69	94.5%
自動排泄処理装置	1	0	0.0%	1	100.0%
合計	3,919	443	11.3%	3,476	88.7%

【令和3年4月改定前後における上限価格の増減】

名称	上限価格の増減数（商品数ベース）				
	商品数	増額	割合	減額	割合
車いす	554	19	3.4%	535	96.6%
車いす付属品	215	1	0.5%	214	99.5%
特殊寝台	406	17	4.2%	389	95.8%
特殊寝台付属品	745	9	1.2%	736	98.8%
床ずれ防止用具	156	6	3.8%	150	96.2%
体位変換器	61	0	0.0%	61	100.0%
手すり	471	6	1.3%	465	98.7%
スロープ	162	0	0.0%	162	100.0%
歩行器	329	5	1.5%	324	98.5%
歩行補助つえ	134	0	0.0%	134	100.0%
認知症老人徘徊感知機器	44	2	4.5%	42	95.5%
移動用リフト	65	2	3.1%	63	96.9%
自動排泄処理装置	2	0	0.0%	2	100.0%
合計	3,344	67	2.0%	3,277	98.0%

※ 厚生労働省HPで公表している「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧」を基に算出。

19

出典：第231回社会保障審議会介護給付費分科会（R5/11/16）

令和3年4月改定前後における上限価格の増減は、対象となる全3,344商品のうち、98.0%（3,277商品）が減額、令和6年改定前後でも、対象となる全3,919商品のうち、88.7%（3,476商品）もの商品が減額となったことが示されました。



要望2 特定福祉用具販売・住宅改修の支給限度基準額について 物価高騰に対応した限度額の引き上げを要望します。

特定福祉用具販売は年間10万円、住宅改修は原則20万円の基準額が固定され、制度開始後、一度も見直されていません。

原材料価格、人件費、輸送費、燃料費等の高騰により仕入れ・施工コストが上昇する中、基準額が固定されたままでは、上昇分を適切に販売価格へ反映することが困難です。

事業者の事業運営への影響だけでなく、利用者が必要な用具の選定や住宅改修を十分に行えなくなることにもつながります。



物価高騰の影響：日福協アンケートの概要と調査結果

令和7年度、日福協正会員296社を対象に、令和5年3月～令和7年3月の2年間について調査。
102社（34.5%）から回答を得ました。仕入れ価格、人件費、燃料費の実態を確認したところ、コスト上昇が
広く生じ、価格転嫁が困難な状況が明らかになりました。

過去2年間でメーカーからの仕入れ価格（単価）はどのように変化しましたか。

	回答数	構成比
大幅に上昇した（+10%以上）	39	49.4%
上昇した（+5～10%）	24	30.4%
やや上昇した（+2～5%）	13	16.5%
ほぼ変わらない（±2%）	3	3.8%
低下した（△2%以下）	0	0.0%
総計	79	100.0%

過去2年間で従業員一人あたりの人件費（給与・賞与・法定福利費等）
はどのように変化しましたか。

	正規		非正規	
	回答数	構成比	回答数	構成比
大幅に上昇した（+10%以上）	19	18.6%	12	11.8%
上昇した（+5～10%）	46	45.1%	36	35.3%
やや上昇した（+2～5%）	23	22.5%	26	25.5%
ほぼ変わらない（±2%）	11	10.8%	26	25.5%
低下した（△2%以下）	3	2.9%	2	2.0%
総計	102	100.0%	102	100.0%

過去2年間でガソリン等の燃料価格はどのように変化しましたか。

	回答数	構成比
大幅に上昇した（+10%以上）	50	49.0%
上昇した（+5～10%）	35	34.3%
やや上昇した（+2～5%）	16	15.7%
ほぼ変わらない（±2%）	1	1.0%
低下した（△2%以下）	0	0.0%
総計	102	100.0%

出典：日福協「福祉用具サービス提供に係るコスト等の実態調査」（R7.6報告）



要望3 消費税について現行で非課税とされている福祉用具は、仕入れ税額控除が可能となるようゼロ税率を要望します。

福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具には課税商品と非課税商品があり、身体障害者用物品に該当する特殊寝台や車椅子等は原則として非課税です。そのため、福祉用具に占める非課税取引金額の割合が高くなっています。

非課税売上に対応する仕入れに係る消費税は仕入税額控除の対象とならず、いわゆる「損税」として事業者の実質的な負担になります。非課税ではなくゼロ税率とする等の措置により、この負担を解消することを要望します。

消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理

(令和七年三月三十一日内閣府厚生労働省告示第一号) (抄)

十 車椅子

十一 電動車椅子

十二 歩行器 ※

十六 歩行補助つえ ※

三十 特殊寝台 ※

三十一 特殊尿器 ※

三十二 体位変換器 ※

三十三の三 移動用リフト ※

※条件あり

1 身体障害者用物品

社会保険診療における消費税の取扱い(現状・非課税)



(イメージ)

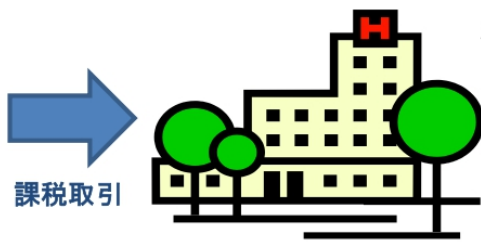
納税義務者

卸

医療機関等

患者

保険者等



課税取引

課税取引

社会保険診療

非課税取引

取引

売り上げ(税抜)	1000
消費税②	80
仕入れ(税抜)	900
仕入れに係る消費税①	72

消費税

納付税額

②-①

8

仕入税額
控除

税務署への
申告・納付

診療報酬による売り上げ	3000
消費税非課税	
仕入れ(税抜)	1000
仕入れに係る消費税②	80

社会保険診療は非課税のため、
当該仕入分に係る仕入税額控除
を行えない

納税はしない

支払総額

3000 (診療報酬
対応分含む)
× 患者の自己
負担割合

支払総額

3000 (診療報酬
対応分含む)
×
〔1 - 患者の自己
負担割合〕

- 卸は納税義務者となるが、
医療機関等は納税義務者とはならない。
- 非課税取引である社会保険診療においては、当該仕入分に係る仕入税額控除を行えないため、仕入に係る税負担(本図では80)は診療報酬で手当てされている。

3

出典: 第11回 中医協診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担に関する分科会資料より(H27/8/7)



**要望4 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制について
長期利用を見込んで購入を選択したものの、短期間で使用
取りやめとなる事例について、長期利用を見込む困難さの
検証を行うことを要望します。**

令和6年度に選択制が導入され、令和7年度の調査では費用抑制効果が一定程度認められた一方、購入後比較的短期間で使用を取りやめるケースも確認されました。

利用者の身体状況や生活環境、入院・入所等の変化を、利用開始時点で正確に見通すことは容易ではありません。長期利用を見込んで購入したにもかかわらず短期間で不要となる事例について、理由と予測可能性をさらに検証する必要があります。



(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

② 選択制の利用状況

B. アンケート調査

【ケアプランの作成の状況及び購入した用具の使用取りやめの状況】

- 居宅介護支援事業所において、令和7年4～6月の間に選択制の対象種目がケアプランに位置付けられた利用者のうち、「ケアプランに位置付けられたサービスが選択制の対象種目の福祉用具のみ」の利用者は4,523人であった。そのうち、「購入を選択したことで、ケアプランの作成がなくなった」利用者は117人であった。
- 令和6年度に選択制の対象種目の購入を選択し、かつ目標達成状況を確認済みの利用者のうち、目標達成状況を確認した時点で購入した用具を使っていなかった利用者の割合は、歩行器が最も多く6.4%、次いで単点杖、多点杖がそれぞれ4.7%、4.3%であった。

図表29 選択制対象種目における購入の選択とケアプラン作成の状況

居宅介護支援事業所票 回答数:1,503

	利用者数 (合計)
(1)令和7年4月時点の調査対象事業所の利用者数	185,227人
(2)令和7年4～6月に新たに選択制の対象種目がケアプランに位置付けられた利用者の実人数	32,307人
(3)うち、ケアプランに位置付けられたサービスが選択制の対象種目の福祉用具のみ的人数	4,523人
(4)うち、購入を選択したことで、ケアプランの作成がなくなった人数	117人

居宅介護支援事業所票 :問3_1①.利用者人数

※参考:福祉用具貸与の継続期間の割合

	固定用スロープ	歩行器(歩行車を除く)	単点杖	多点杖
1～3か月	29.8%	34.5%	24.9%	24.5%
4～6か月	14.1%	16.1%	13.1%	13.4%
合計	43.9%	50.6%	38.0%	37.9%

引用文献:令和5年7月20日、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会(第7回)」
参考資料より抜粋: <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001122139.pdf>

図表30 令和6年4～6月に購入を選択した人数に対する目標達成状況の確認及び購入した用具の使用取りやめの状況

福祉用具貸与事業所票

回答数:固定用スロープ1,629、歩行器632
単点杖368、多点杖1648

(1)令和6年4月～令和7年3月に購入を選択した人数に対する目標達成状況確認済みの人数の割合

0% 25% 50% 75% 100%

固定用スロープ

88.6%

歩行器

86.5%

単点杖

81.8%

多点杖

88.0%

(2)(1)のうち、目標達成状況の確認時点で、購入した用具の使用を取りやめていた人数の割合

0% 25% 50% 75% 100%

固定用スロープ

2.9% (463人/15,965人)

歩行器

6.4% (103人/1,615人)

単点杖

4.7% (42人/898人)

多点杖

4.3% (479人/11,267人)

	購入を選択した利用者	目標達成状況を確認済み利用者	購入用具の使用を取りやめていた利用者	主な理由
固定用スロープ	18,028人	15,965人	463人	病院への入院等
歩行器	1,868人	1,615人	103人	身体機能低下等
単点杖	1,098人	898人	42人	身体機能低下等
多点杖	12,806人	11,267人	479人	身体機能改善等

福祉用具貸与事業所票 :問2-1①.選択制対象種目の利用者の実績(令和6年度) 14

出典:第32回介護給付費分科会-介護報酬改定検証・研究委員会(R8/2/18)

長期利用を見込んで購入を選択したものの、短期間で使用取りやめとなる事例について

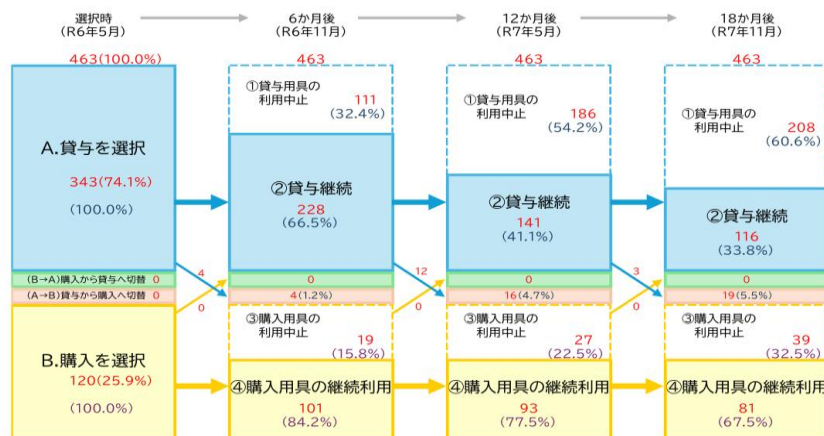


日福協追跡調査

3. 調査のまとめ

3.1 選択制の実施状況について

第1回～第4回(18か月間)の推移【全体】



3.1.1 貸与・販売(購入)の選択状況

令和6年5月に介護保険の福祉用具サービスとして選択制の対象福祉用具を給付した463名のうち、貸与を選択した者343名(74.1%)、販売(購入)を選択した者120名(25.9%)であった。

3.1.2 貸与された福祉用具の状況

(1)貸与継続利用の状況

- 貸与継続の割合は、6か月後66.5%、12か月後41.1%、18か月後33.8%であった。
- 貸与継続利用されている福祉用具のTAIS希望小売価格の種目別平均価格は、価格の高い順に歩行器、多点杖、固定用スロープ(単点杖はn=4のため参考値)となっており、令和6年度調査において貸与が選択される割合の高い順序と同じであった。(図表1-05、図表2-05)

15.8%

購入後6か月で利用中止

22.5%

12か月で利用中止

32.5%

18か月で利用中止

身体状態の改善・悪化
入院・入所・死亡など
＝利用期間の予測は容易ではない



要望5 貸与価格における価格改定の設定方法について
契約開始年月に応じて、既存利用者の価格を据え置き、
新規利用者から新たな価格を適用する取扱いを認めるこ
とを要望します。

現在の運用

価格改定日

既存利用者も新価格へ変更

→ 契約変更や負担増のお願い

要望する運用

契約開始年月で区分

既存利用者：契約時価格を
据え置き

新規利用者：改定後価格を
適用

既存利用者保護の観点から既契約者に一律の変更を求めず、
新規契約時には価格を事前説明・同意

「一物一価」だけを公平性の基準とせず、既存利用者保護も含めて、
公平性を考える必要があると考えます。